

# 地方分権論 A

2017 年度春学期

第 6 回 (資料)

2017. 5. 19 (金)

第 4 限 (14:45~16:15)

3 号館 1104 室

片木淳

**katagi◎waseda.jp** (◎は@)

次回までに

(討論資料)

地方交付税をめぐる国会論議 (平成 29 年 1 月 27 日、衆議院・総務委員会、抜粋)

(本資料の最後に掲載) を読んで、研究しておくこと。

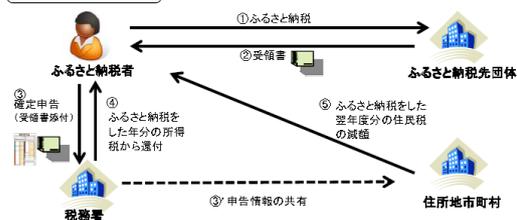
## (参考1) ふるさと納税制度の概要

### ふるさと納税制度について

#### 制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。  
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。)
- |                     |                                       |   |                                    |
|---------------------|---------------------------------------|---|------------------------------------|
| ← 控除外 →             |                                       | ← 控除額 →   |                                    |
| 適用<br>下限額<br>2,000円 | 所得税の控除額<br>(ふるさと納税額-2,000円)<br>× 所得税率 | 住民税の控除額<br>(基本分)<br>(ふるさと納税額-2,000円)<br>× 住民税率(10%) | 住民税の控除額<br>(特例分)<br>所得割額の<br>2割を限度 |
- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。  
(平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用)
  - 自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

#### 手続(原則)



※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

#### 導入以降の実績

	人数	寄附金額	税額控除額
平成21年度 (ふるさと納税導入)	3万人	73億円	19億円
平成22年度	3万人	66億円	18億円
平成23年度	3万人	67億円	20億円
平成24年度	74万人	649億円	210億円
平成25年度	11万人	130億円	45億円
平成26年度	13万人	142億円	61億円
合計	108万人	1,126億円	373億円

### ふるさと納税に係る控除額の計算について

#### ふるさと納税に係る控除の概要

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、次のとおり、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

- 所得税・・・(ふるさと納税額-2,000円)を所得控除(所得控除額×所得税率<sub>(0~45% ※)</sub>)が軽減)
- 個人住民税(基本分)・・・(ふるさと納税額-2,000円)×10%を税額控除
- 個人住民税(特例分)・・・(ふるさと納税額-2,000円)×(100%-10%(基本分)-所得税率<sub>(0~45% ※)</sub>)  
→ ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)

(※) 平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

#### 【控除イメージ(※1)】

ふるさと納税額 30,000円			
適用 下限額 2,000円	【所得税】 所得控除による軽減(※3) (30,000円-2,000円) × 20%(※2) =5,600円	【個人住民税】 税額控除 (基本分)(※3) (30,000円-2,000円) × 10% =2,800円	【個人住民税】 税額控除(特例分) (30,000円-2,000円) × (100%-10%-20%(※2)) =19,600円
← 所得税と合わせた控除額 28,000円 →			

※1 年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。  
 ※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。  
 ※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

【出典：総務省・ふるさと納税ポータルサイト HP「ふるさと納税のしくみ > ふるさと納税の概要」「関連資料 ふるさと納税制度の概要」】

(参考2) ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

総 税 市 第28号  
平成 29 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして平成 20 年度税制改正によって創設されました。以来、その実績は着実に伸びており、ふるさと納税を通じて寄せられた資金は、子育てや教育、まちづくりなどに活用され、地域の活性化に資するとともに、災害時における被災地への支援としても役立っています。

一方、ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、各地方団体が独自の取組として行っている返礼品の送付については、最近において、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされています。

これまで、各地方団体に対しては、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について（平成 28 年 4 月 1 日付総税企第 37 号）等を通じて、ふるさと納税に関する事務について、良識ある対応をお願いしてきましたが、一部の団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているような状況が続けば、制度全体に対する国民の信頼を損なうほか、他の地方団体に対しても好ましくない影響を及ぼすことが懸念されます。

については、今後、ふるさと納税制度を健全に発展させていくためにも、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たって、下記の事項に留意の上、改めて、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を厳に徹底するようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、域内市区町村の返礼品送付が制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応となるよう、適切な助言・支援をお願いします。

総務省では、個別の地方団体における返礼品送付の見直し状況について、今後、随時把握する予定であることを申し添えます。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 第1 ふるさと納税の募集に関する基本的事項

寄附を受ける地方団体は、返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む一方、ふるさと納税の使途（寄附金の使用目的）について、地域の実情に応じて創意工夫を図り、あらかじめ十分な周知を行って募集するとともに、寄附金を充当する事業の成果等について、公表や寄附者に対する報告を行うなど、ふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

### 第2 返礼品のあり方

ふるさと納税について、寄附金が経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

#### 1 返礼品の価格等の表示について

「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示（各地方団体のウェブサイトや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）など、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附を募集する行為を行わないようにすること。

#### 2 ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について

(1) 次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は、換金の困難性、転売防止策の程度、地域への経済効果等の如何にかかわらず、送付しないようにすること。

ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

※1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。

※2 ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。

イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

ウ 価格が高額のもの

エ 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（以下、「返礼割合」という）の高いもの

(2) (1)エの返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること。

- (3) ふるさと納税の趣旨を踏まえ、各地方団体は、当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しないようにすること。

### 第3 一時所得について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、返礼品を送付する団体は、当該返礼品を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものであることを返礼品の送付の際などに、寄附者に対して周知すること。

### 第4 ふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費について

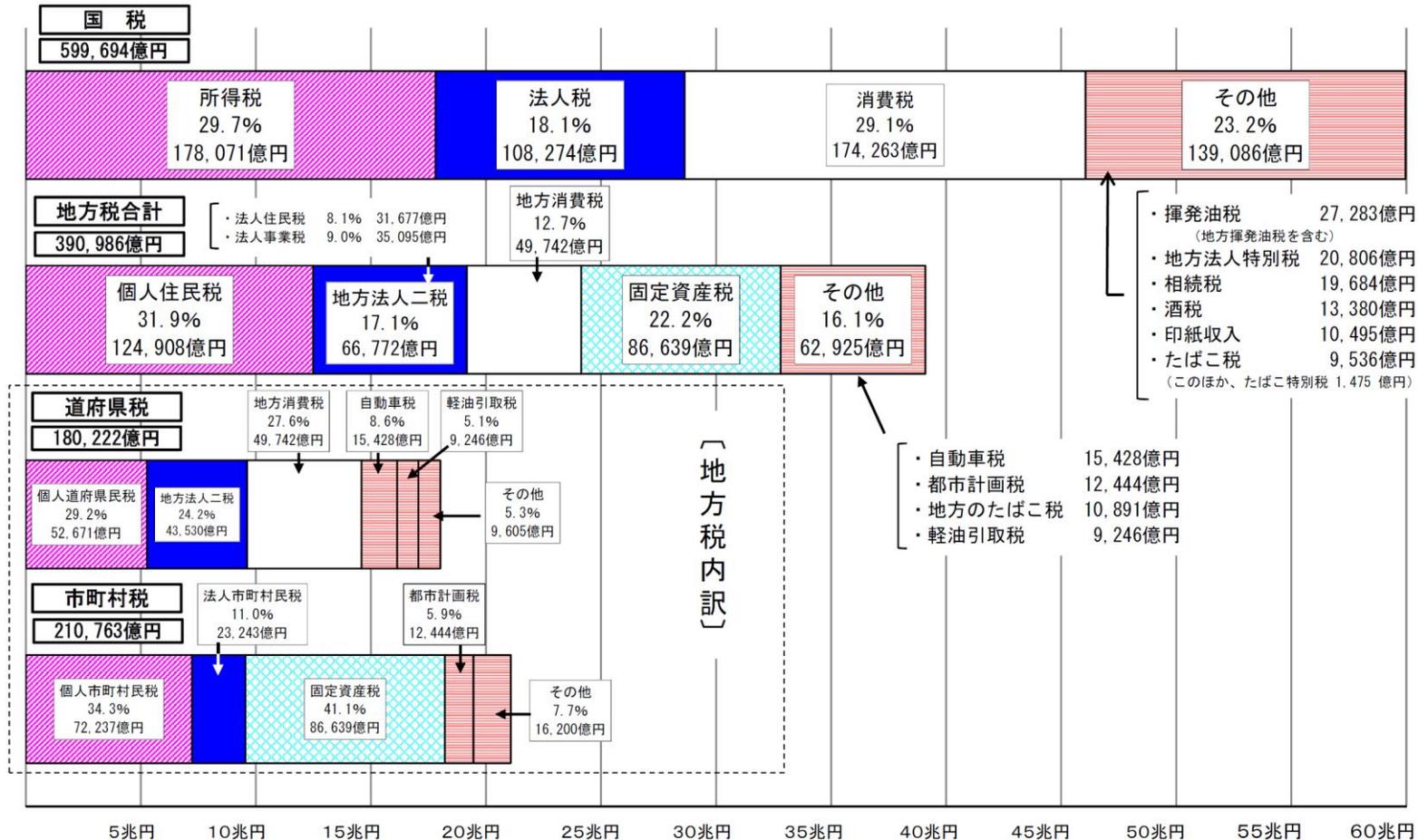
返礼品競争の過熱などを通じて、各地方団体において、返礼品の調達費用を含めふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費が増えることは、財源に限りがある中で、住民福祉の増進のために必要とされる施策に充てられる地方団体の財源が実質的に減少することに繋がることとなる。こうしたことから、各地方団体は、これらの経費の支出に当たっては、第2の各事項に沿って対応するとともに、公益上の必要性等を十分精査すること。

### 第5 個人情報の管理について

寄附を受けた地方団体においては、ふるさと納税に係る申告特例通知書において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを複層的に確認するなどマイナンバーの適切な取扱いを含め、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品の送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。



## 1.2 国税・地方税の税収内訳（平成 27 年度決算）



- (注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。  
 2 国税は特別会計分を含み、地方税、道府県税及び市町村税は超過課税分及び法定外税を含む。  
 3 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。  
 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

【出典:総務省 HP「政策 > 地方行財政 > 地方税制度」 「2 地方税収等の状況」 「ウ国税・地方税の税収内訳 (平成 27 年度決算額)」。H29.5.6】

## 2 課税自主権

### 2.1 課税自主権の活用（地方分権改革推進委員会資料）

- 地方団体が課税自主権を活用しやすいよう、制度を見直し  
→ 新たな行政ニーズに対応するための財源確保策として活用が進んでいる

#### (1) 法定外税

##### 平成 12 年 4 月（分権一括法）

- \* 法定外普通税の「許可制」を「同意を要する協議制」に緩和
- \* 法定外目的税の創設

##### 平成 16 年度改正

- \* 既存の法定外税の変更（税率引下げ等）に係る国の関与を縮減

##### 例) 産業廃棄物税（三重県、岡山県など 27 道府県、北九州市）

（目的）産業廃棄物の排出抑制、リサイクル促進、適正処理の推進など

（課税対象）最終処分場等への産業廃棄物の搬入などについて、排出事業者等へ課税

#### (2) 超過課税

##### 平成 10 年度改正

- \* 市町村民税均等割・所得割について、制限税率を廃止

##### 平成 15 年度改正

- \* 法人事業税について、制限税率を緩和  
[1.1 倍→1.2 倍]

##### 平成 16 年度改正

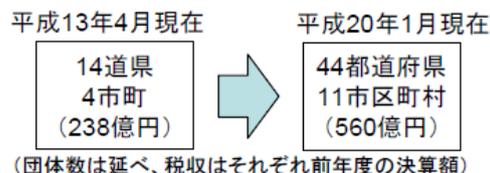
- \* 超過課税の制約の緩和（標準税率の定義の改正）
- \* 固定資産税について、制限税率を廃止

##### 例) 個人住民税の超過課税（高知県、岡山県など 25 県）

（目的）地球温暖化防止、水源涵養のための森林機能保全など

（課税対象）住民税均等割を標準税率の 1.3～2.0 倍で課税

#### 法定外税の導入団体が増加



#### 個人住民税の超過課税が増加

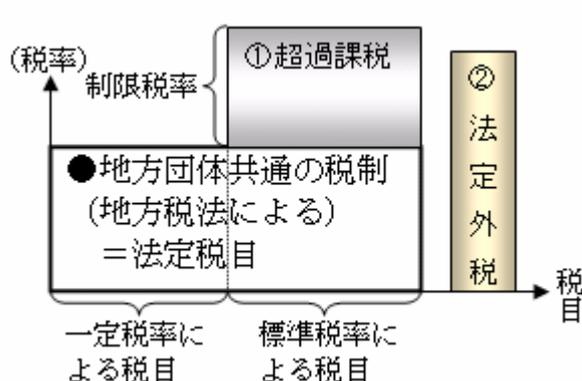


【出典：平成 20 年 4 月 23 日、第 43 回地方分権改革推進委員会「資料 4 課税自主権について」による。】

## 2.2 超過課税と法定外税

\* 現行地方税法 ――― 税目、課税客体、課税標準、税率等をこと細かに規定。  
**法定税**における課税自主権は、極めて限定。

\* 地方自治体が**超過課税**を行えるのは、都道府県税では、住民税、事業税、不動産取得税、市町村税では、市町村たばこ税、特別土地保有税及び事業所税以外の諸税。



(左図)  
 (木村収『『梓法』としての地方税制と課税自主権(①～②)』を参考に憲法調査会事務局において作成)

(衆議院・統治機構のあり方に関する調査小委員会『中央政府と地方政府の権限のあり方(特に、課税自主権)』に関する基礎的資料(平成16年5月20日の参考資料)による。)

標準税率	地方自治体が通常課税する税率。地方交付税の基準財政収入額の算定に用いる。
制限税率	地方自治体は、特別な必要がある場合に標準税率を超えて課税できるが、この税率を超えることはできない。
一定税率	地方自治体はこの税率で課税しなければならない。

### 法定外税

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。(地方税法第261条、第671条、第733条)

- 1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- 2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- 3) 1) 及び2) のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

## 2.3 法定外税の状況

(平成28年4月1日現在)

**平成26年度決算額 429億円(地方税収額に占める割合0.12%)**

### 1 法定外普通税 (平成26年度決算額)

[単位：億円]

[都道府県]		
石油価格調整税	沖縄県	10
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	111
核燃料等取扱税	茨城県	10
核燃料物質等取扱税	青森県	181
計	13件	312
[市区町村]		
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	6
砂利採取税	山北町(神奈川県)	0.04
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0.7
使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島県)	4
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	4
空港連絡橋利用税	泉佐野市(大阪府)	4
計	6件	18
[合計]	19件	329

### 2 法定外目的税

[都道府県]		
産業廃棄物税等(*1)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、 岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、 山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、 佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、 熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、 山形県、愛媛県	71
宿泊税	東京都	16
乗鞍環境保全税	岐阜県	0.1
計	29件	88
[市区町村]		
山砂利採取税	城陽市(京都府)	0.2
遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1
環境未来税	北九州市(福岡県)	6
使用済核燃料税	柏崎市(新潟県)	6
環境協力税	伊是名村(沖縄県)、伊平屋村(沖縄県) 渡嘉敷村(沖縄県)	0.2
計	7件	12
[合計]	36件	100

\*1 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

\*2 端数処理のため、計が一致しない。

【出典：総務省ホームページ「政策 > 地方行財政 > 地方税制度」 「1 地方税の概要」。H.29.5.6】

## 2.4 法定外税の新設等の手続

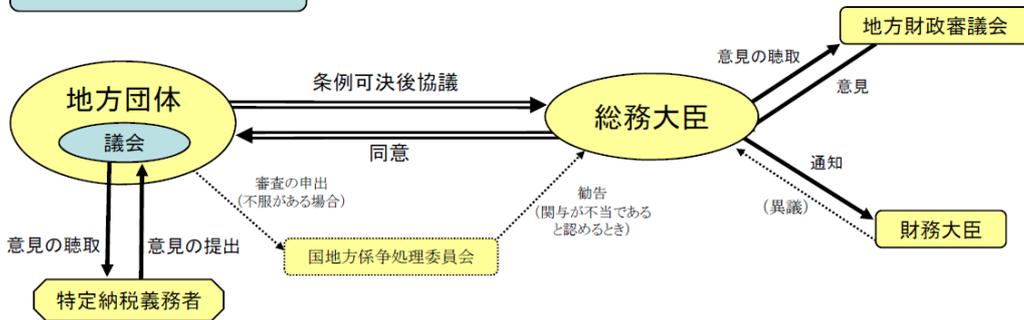
### 1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

### 2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

#### 「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

【出典:総務省ホームページ「政策 > 地方行財政 > 地方税制度」 「1 地方税の概要」。H27.5.3】

## 2.5 超過課税の状況

### ア 超過課税実施団体数（平成27年4月1日現在）

#### ○ 都道府県

##### <道府県民税>

個人均等割

35団体

〔岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

所得割

1団体

〔神奈川県〕

法人均等割

35団体

〔岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

法人税割

46団体

〔静岡県を除く46都道府県〕

##### <法人事業税>

8団体

〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県〕

#### ○ 市町村

##### <市町村民税>

個人均等割

2団体

〔北海道夕張市、神奈川県横浜市〕

所得割

2団体

〔北海道夕張市、兵庫県豊岡市〕

法人均等割

388団体

法人税割

997団体

##### <固定資産税>

153団体

##### <軽自動車税>

17団体

〔北海道〕函館市、夕張市、美唄市、深川市、滝上町  
〔山梨県〕早川町  
〔島根県〕松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市  
〔徳島県〕徳島市、鳴門市、小松島市  
〔香川県〕高松市  
〔高知県〕高知市、須崎市

##### <鉱産税>

27団体

##### <入湯税>

3団体

〔北海道〕釧路市、三重県桑名市、岡山県美作市

### イ 超過課税の規模（平成26年度決算）

#### ○ 道府県税

道府県民税	個人均等割	(35団体)	222.3億円
	所得割	(1団体)	24.9億円
	法人均等割	(35団体)	100.2億円
	法人税割	(46団体)	1,103.4億円
法人事業税		(8団体)	1,318.1億円
自動車税		(1団体)	43百万円
道府県税計			2,769.3億円

#### ○ 市町村税

市町村民税	個人均等割	(2団体)	16.5億円
	所得割	(2団体)	0.7億円
	法人均等割	(395団体)	162.1億円
	法人税割	(996団体)	2,626.3億円
固定資産税		(155団体)	340.8億円
軽自動車税		(28団体)	6.9億円
鉱産税		(31団体)	10百万円
入湯税		(2団体)	23百万円
市町村税計			3,153.6億円
超過課税合計			5,922.9億円

※ 地方法人二税の占める割合：89.7%

(注)イの表中における団体数は、平成26年4月1日現在。

【出典:総務省 HP「政策 > 地方行財政 > 地方税制度」 「1 地方税の概要」。平成29年5月6日】

## (次回討論資料)

### 地方交付税をめぐる国会論議（平成 29 年 1 月 27 日、衆議院・総務委員会、抜粋）

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

私の方からも、交付税について幾つか御質問させていただきたいと思えます。

その前に、ことしよろしくお願ひいたします。党の中で総務委員会を首になるんじゃないかというおそれを私も持っていたんですけども、ことしやれということで、竹内委員長からも、しっかりやれと、そんなことは言われていないか、そういう目で見えていただいていますので。ありがとうございます。

まず、きょう私が質疑する前にも、臨財債とかいろいろな議論がありましたが、あるいは、今回は補正ですから、財源不足を折半で埋めるといふ、こういう制度について、折半についていろいろ質疑がありました。

私もなかなか詳しくないところなので、最初は同じような印象を持ちましたが、事前にいろいろお話を伺うと、あるいはお詳しい方は常識だと思いますが、こういうものだ、こういうものかというのか、こういう制度としてもともと組まれているわけですから、今回の補正について何か異論があるわけではないし、したがって、法案についても我が党は賛成ということで決めさせていただいておりますが、せつかくの機会でありますので、そもそも話をちょっとさせていただきたいと思えます。

大きく言うと、交付税制度そのものと、それから臨財債制度ということがありますが、特に我が党は大阪の府会議員の経験者とかが結構多いものから、臨財債というのは非常に違和感があるという議員が多いです。

臨財債というのは一時的に財源不足の中ででき上がっている制度だと思いますので、どこかでこの臨財債というのは、制度としてはなくなれば一番いいんですが、なくなる、なくす見通しというのは、まあ、ないんだろうなと思うんですけども、一応確認です、なくす見通しはありますでしょうか、ないでしょうか。

○黒田政府参考人 お答えいたします。

先ほど来大臣の方からも答弁がございますように、地方財政の健全な運営のためには、本来的には、臨時財政対策債のような特例債に頼らない財務体質を確立することは重要でございます。

このため、今後とも、歳入面では、アベノミクスの成果を地域の隅々まで波及させ、地方税等の増収を図りますとともに、歳出面では、国の取り組みと基調を合わせ、めり張りをつけて歳出構造を見直すことで財源不足額の解消を図っていくということは重要でございます。

まずは、国と地方で折半すべき財源不足が解消され、財源不足による新たな臨時財政対策債を発行しないで済みました平成十九年度、平成二十年度の状況をなるべく早く実現す

ることを目指してまいりたいと考えております。

○足立委員 ありがとうございます。

そういう状況が生まれればいいと思いますが、国もあつぷあつぷしながらやっているわけですから。これはまた総務委員会とは別の機会に議論していきたいと思います。

そういう現状の中で、財源不足があったときに国と地方で折半するという今の制度、今も御紹介いただいた、あるいは先ほどいろいろな方の御質問の中で大臣からもお話があった、そういう現行制度というのは、私はやはり、だから、地方自治というのは、一応憲法にも書いていますが、書いているというか、若干の条文があるだけでありますが、地方自治の章があるわけでありますから。

憲法にあるこの地方自治の書いてあることあるいはその理念というのは、実は、こういう地方交付税制度あるいは臨財債制度という形で、若干、その理念というのはしっかりと実現し得ていない、あるいは崩れているというか、理念に反する部分が多々あるんじゃないかと思いますが、総務省としては、いや、地方自治の理念というのは、そうではない、ちゃんとこれは実現しているんだと考えるのか。

やはり地方自治というものを理想的に考えれば、臨財債なんかない方がいいし、交付税制度をもうちょっと圧縮した、すなわち、交付税の機能として財源保障と財源調整という二つあるとすれば、財源調整は必要ですが、やはり地方自治というものが十全には実現し得ていないと私は評価せざるを得ないんですが、どうでしょうか。

○黒田政府参考人 御指摘いただきましたように、地方自治の観点からしますと、やはり地方団体が財政的に自立していくためには、みずからの財源であります地方税の充実を図り、地方税を中心として、できれば地方税だけで財政運営を行う、こうできればこれは理想だと考えております。

ただ、一方で、地方税の充実を図り、偏在性の小さな地方税体系を構築しましても、なお税源の偏在は残らざるを得ない状況でございます。その中で、全国の地方公共団体にさまざまな住民サービスを実施していただく、そのためには、やはり一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する現行の地方交付税の財政調整の機能が引き続き適切に発揮されることが必要でございます。

地方税と合わせまして、必要な一般財源総額の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○足立委員 ちょっと更問いを申し上げたいんですが、今おっしゃったように、税源の偏在はあるわけですから、その税源の偏在をいわゆる調整する、交付税のそういう偏在を調整する機能というのは、全国の自治体のサービスを維持する上では当然必要だ。我々が例えば道州制というのを提案している、道州制ができたって、道州制のもとにある基礎自治体の間でいろいろな調整の仕組みは、僕らは設計していますけれども、そういうのは要るわけですから、これはわかりますよ。

しかし、いわゆる財源保障、自治体のサービスを保障するためのその財源保障の部分は、

本当は、地方自治という意味でいえば、例えば、税源を地方に移譲して、交付税の調整側面は残して保障側面はなくすということは、別に政権交代がなくても、今の自公政権のもとでも、政府はできることだと思うんです。

ちょっと通告から飛び出しているかもしれませんが、もし御見識がありましたら教えてください。

**○黒田政府参考人** 現行の地方交付税制度の財源調整の機能というものは、基準財政需要額と基準財政収入額の差し引きの中で行われるということになります。

それで、確かに、財源保障と財源調整機能を分離すべきだという議論はございますが、最終的にどの程度の財源調整をしようかということになりますと、それは結果としましてどの程度の財源保障をしないとイケないかということができませんと、財源調整機能だけ取り出して議論するということは制度的になかなか難しいと思います。

その意味で、財源保障と財源調整機能というのは、私どもは、そこは機能としてはやはり不離一体のものだというふうに認識しております。

**○足立委員** もう一言いいですか。

なぜ、保障機能と調整機能というのは、保障機能が一定程度ないと調整はできない、調整機能は維持できない、私はちょっと理解できないんですけども、理由は端的に言えますか。

**○黒田政府参考人** 財政調整の仕組みとしましては、いろいろな仕組みが考えられると思います。

それで、今御指摘の、財源調整だけ行うという一つの例としまして、例えば、全国の都道府県の税収を一人当たり平均になるように一定のお金を渡して、あとは自由にやってくださいというやり方があるというのはございます。

ただ、最終的に、では、どの程度の税収をならしたらいいのかという妥当性を追求しますと、ならした上でどういう仕事ができるようになるのかという議論がどうしても不可分になりますので、そこは、私ども、まさにそれは財源の保障機能であるというふうに認識しております。

**○足立委員** ありがとうございます。(発言する者あり)

小川野党筆頭から、いい議論だと。私はいつもいい議論をしているんですけどもね。済みません。ありがとうございます。小川筆頭とは大変仲がよくて。余計なことですね。

最後に、実は大阪で、私は維新ですけども、きょうも自民党の先生方が何人もいらっしゃいますが、自民党の国会議員の先生方は左藤代議士を初めすばらしい方が多いんですが、地元でまだ何かドンパチやっているんですね。

例えば、何をドンパチやっているかという、今、大阪では、知事は松井一郎知事で、我が党の代表だったりするんですね。すると、自民党さんの大阪市議員が、大阪市は財政再建が進んでいるけれども大阪府は進んでいないとか、そういうのを、あのダブル選挙とか都構想のときから大分時間がたちますけれども、いまだにあるので、僕はもういいか

げんにしてくれと思っているわけです。

ちょっとこの際はっきりさせておきたいんですが、結局、臨財債の規模が全然違うわけです。例えば、二十七年度の臨財債の発行可能額を見ると、大阪府は一千八百三十五億円ぐらいです。大阪市は大体六百八十四億円ぐらいです。全然違うんですね。それは当然府の方がでかいわけです。

その発行可能額というのは、誰が決めているんですか。

○黒田政府参考人 発行可能額につきましては、算定方法を地方交付税法で定めまして、その算定結果につきましては総務省で決定しております。

○足立委員 発行可能額は国が決めているんですよ、国が。だから、別に大阪府と大阪市でそれをどうのこうのといっても、それは総務省が、政府が決めているわけです。

二十七年度に大阪市と大阪府、一部にこの可能額を使い切っていないところもありますよ、可能額だから。では、皆さん、大阪府、大阪市も、私の方から言いますか、結論から言うと、大阪府も大阪市も可能額を目いっぱい使っています。今私の手元にあるのは二十七年ですけれども。

では、これは全く、知事がどうか市長がどうか市議会がどうか府議会がどうかじゃなくて、もっと根本的な財政再建の取り組みを議論したらいいので、とにかく、大阪府は臨財債をたくさん出している、それは事実です。でも、それは、総務省が府と政令市の財政力みたいなものをいろいろ比較して、ルールの中で決めて、大阪市も大阪府も両方とも一〇〇%を使っている。

これを、この臨財債の額も含めて積み上げて債務残高として、松井知事に不当な、そういうことを言う、いまだにそういう議員も地方にはおるものですから、一応、僭越ながらというか、この場がふさわしいかどうかはわかりませんが、大阪の国会議員の皆様にはその点をまた御指導いただくようお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。